デジタル認証システムの特長

■問合せ先
合同会社IPマネジメント
kyoshiwara@ipmanegement.com

デジタル認証システム（特許第７１７１９７７）は、デジタル市場における競争環境の整備を目的としています。

・デジタル市場における公正取引委員会の取組
https://www.jftc.go.jp/dk/digital/index.html

巨大IT企業のビジネスモデル

■問合せ先
合同会社IPマネジメント
kyoshiwara@ipmanegement.com

Google の収益の80%がWeb広告の収入だと言われ、その他の巨大IT企業も、Web広告や個人情報の売買で多くの収益を上げています。

Web広告の強みは、**「ユーザーの閲覧履歴に基づき、ユーザーが興味を持つ広告コンテンツを提示出来る事」**と**「コンバージョン率（広告を見て、サービス購入に至った割合）を把握出来る事」**です。

このため、より多くのユーザーを集め、より多くより詳細な個人情報（Webサービスのアカウントに紐づけられた閲覧履歴）を収集する事が、巨大IT企業の利益となります。
巨大IT企業は、プラットフォーム上（モバイルOS）でサービス（アプリ）を提供する事業者が、ユーザーの個人情報の収集を許容する事で、自社プラットフォームで提供されるサービスを強化しています。

プラットフォーム（モバイルOS）のシェア争いが終了した現在、今の市場構造では、巨大IT企業によるプライバシーの侵害を抑制する事は困難な状況にあります。

解決策としてのデジタル認証システム

■問合せ先
合同会社IPマネジメント
kyoshiwara@ipmanegement.com

■解決策①
　個人情報の収集は民間のWeb事業者に任せ、流通させる個人情報の選別に政府機関が係わる事で、行き過ぎた個人情報の取得を抑制しながら競争環境を整備する事。
　政府機関が情報の流通に関与するために、スマホに「マイナンバー」を登録、Webサービスの閲覧履歴にマイナンバーを紐づけて管理する。

■解決策②
　コンバージョン率を向上させるため、少ない情報で個人情報の精度を向上させる事。
　マイナンバーは各国政府から国民に一意の値が割り当てられるため、個人情報の名寄せが容易であり、個人情報を購入し広告を出稿する企業は、より正確なターゲットにリーチする事が可能となり、情報を提供する個人は、よりパーソナライズされたサービスを享受できる。

■解決策③
　ユーザーの利便性と安全性の向上。
　Webサービスにログインするには、ID/PWを入力する必要があるが、ユーザー本人が知り得る情報はフィッシング詐欺で窃取する事ができる。
　スマホ固有の識別子とマイナンバーからハッシュ値を生成、ハッシュ値でユーザーを識別するため、ユーザーは自身の識別情報を知らず、フィッシング詐欺で盗まれる事は無い。

デジタル認証システムの概要

■問合せ先
合同会社IPマネジメント
kyoshiwara@ipmanegement.com

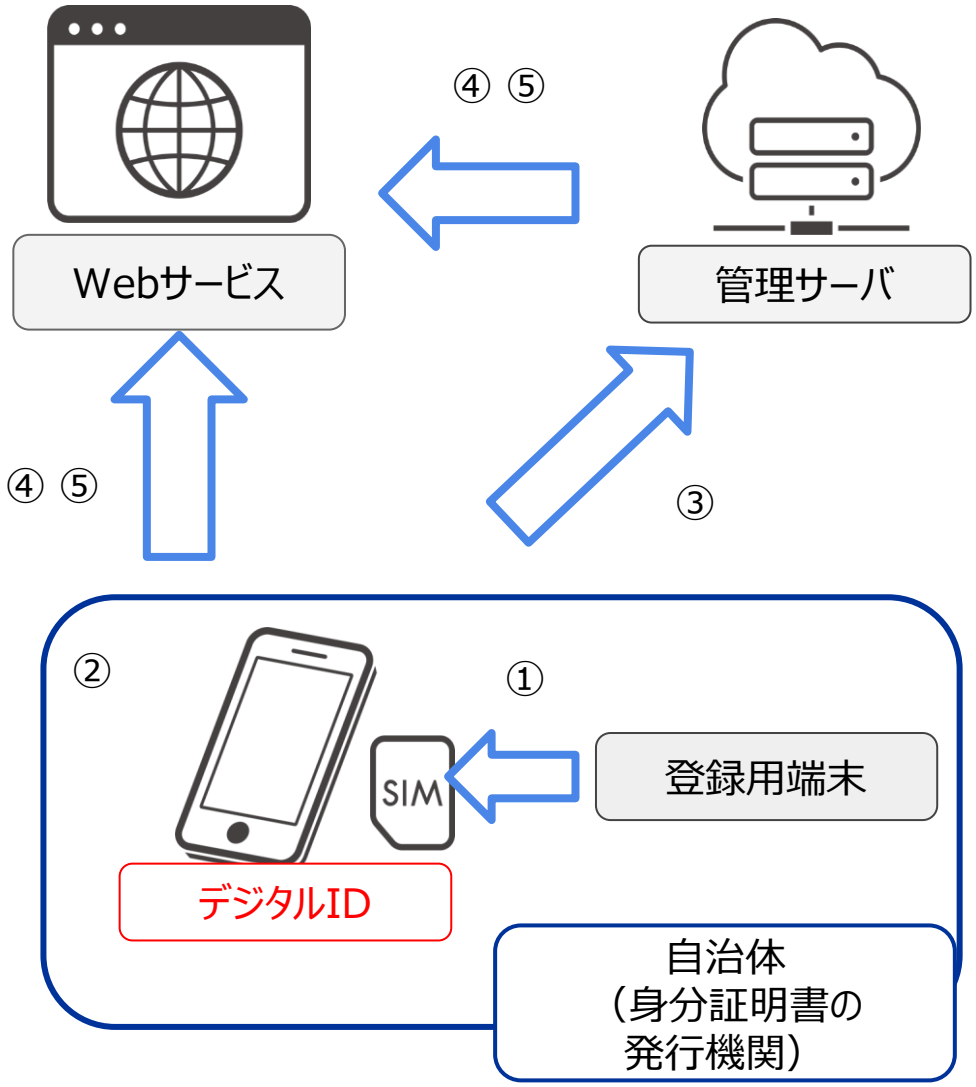

■デジタル認証システムの概要

①自治体で、登録用端末を介して個人番号をIoT端末（SIMカードを有するスマホ）に登録

②IoT端末の個別識別子（SIM番号等）と、公的なIDの識別子（個人番号）からハッシュ値を生成

③IoT端末の情報、個人情報、ハッシュ値を管理サーバに送信

④Webサービスでのアカウント作成時、Webサービスの求めに応じてデジタルIDはハッシュ値を送信
Webサービスは、ハッシュ値を管理サーバに照会する事で本人確認を実施

⑤アカウント作成後にWebサービスにログインする際、Webサービスの求めに応じてデジタルIDはハッシュ値を送信
ハッシュ値が確認出来た場合にログインを許可

※ 本スライドの技術は、特許の「請求項１」として取得
※ オンラインで登録出来ると、他者になりすます事が容易なため、スマホへのマイナンバーの登録は身分証明書の発行機関で実施
※ マイナンバーを登録したIoT端末の転売防止を目的として、マイナンバーの登録先はSIMカードを有するIoT端末に限定
マイナンバーを物理ICカードとして運用、都度ICカードをスマホで読み取るとした場合、物理ICカードの盗難 / 転売の防止が困難、
かつ自治体や個人に物理ICカードの管理負担が発生するため、マイナンバーをスマホに登録する仕様に限定

契約条件

■問合せ先
合同会社IPマネジメント
kyoshiwara@ipmanegement.com

■特許使用許諾契約の場合
・1,000万円 / 年 の1年更新となります。
・当社と特許使用許諾契約を締結した事を貴社HPで、公開して頂く必要があります。
・特許使用許諾契約を3年以上、更新する場合には、特許権譲渡契約に移行して頂く必要があります。
・特許権譲渡契約の商談が開始されましたら、特許使用許諾契約を締結中の企業様に連絡をさせて頂きます。

■特許権譲渡契約の場合
ご相談下さい。